

生駒市と明治安田生命保険相互会社との
地域コミュニティの活性化と健康増進に関する
事業連携協定書

生駒市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社奈良支社（以下「乙」という。）は、健康増進に関する取組を推進するにあたり、相互に連携・協力することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して行う取組を通じて、地域コミュニティの活性化、市民の健康増進及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- （1）地域コミュニティの活性化と健康増進に関すること
- （2）住民への生駒市の行政サービスの案内・周知・意見聴取に関すること
- （3）地域の活性化のための市の事業への参画に関すること
- （4）その他双方が必要と認める事項

（連携協力の方法）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を実施するときは、それぞれの事業ごとに甲・乙双方の担当部署が協議するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の実施にあたり、知り得た情報を相手方の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

2 前項に定める義務は、本協定が満了し、又は解除された後においても存続する。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から本協定の改廃について何等の申入れがないときは、本協定の有効期間が同一条件で更に1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携事業の実施に関し必要な事項は、双方が協議の上定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、双方は協議してその解決を図るものとする。

この協定書は、2通作成し双方署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月25日

甲：奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市長

乙：奈良県奈良市高天町22-2

明治安田生命保険相互会社

奈良支社長

小栗 雅史

岡 利至